

福井労発基 0920 第1号の2
令和5年9月20日

関係機関 各位

福井労働局長



福井県最低賃金額改正についての周知への協力依頼について

平素から労働行政の推進につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、福井県最低賃金を、本年10月1日をもって現行の時間額888円から43円引上げ、時間額931円に改正することといたしました。

最低賃金の履行確保においては、改正された最低賃金が適用される県内の全ての労働者及び使用者に、その額や発効年月日を周知することが極めて重要となります。

つきましては、誠に恐縮ですが、最低賃金改正の周知及び最低賃金引上げの支援策の一つである業務改善助成金制度について、貴職発行の広報誌やホームページへの掲載、事務所内への別添ポスターの掲示や別添リーフレットの配布のほか、主催する各種説明会等において最低賃金額改正に言及いただくなどにより、傘下の事業場等に対する周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、広報誌等への掲載にあたり文例を添付しておりますので、御参考にしていただくとともに、誠に恐縮ですが、掲載いただいた広報誌につきまして、下記担当あて送付いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

福井労働局労働基準部賃金室

担当：川口

メールアドレス

kawaguchi-hiromi@mhlw.go.jp

〒910-8559 福井市春山1丁目1番54号

電話 0776 (22) 2691



【参考文例1】

◇◇◇福井県最低賃金の改正◇◇◇

令和5年10月1日から福井県内で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

時間額 **931**円

【お問い合わせ先】福井労働局労働基準部 賃金室 電話 0776-22-2691

【参考文例2】

福井県の最低賃金が改正されました

令和5年10月1日効力発生 時間額 **931**円

お問い合わせ先 福井労働局 労働基準部 賃金室

電話 0776-22-2691

【参考文例3】

福井県最低賃金のお知らせ

時間額 **931**円

○通勤手当・家族手当・精皆勤手当・時間外手当等は含まれません。

【参考文例4】

◇◇◇必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も◇◇◇

福井県最低賃金 時間額 **931**円

※令和5年10月1日から適用されます。

※通勤手当、家族手当、精皆勤手当、時間外手当等は含まれません。

福井労働局 労働基準部 賃金室 電話 0776-22-2691

【紙面に余裕があれば、上記の文例と組み合わせていただくと幸いです】

◆◆◆賃金の引き上げを支援します◆◆◆

○事業場内の最低賃金を一定額引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆様はその設備投資などに要した費用を一部助成する「**業務改善助成金**」があります。**令和5年8月31日**から拡充しました。

○賃金引上げにお悩みの方は、無料相談の「ふくい働き方改革推進支援センター」（電話 0120-14-4864）をご利用ください。

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。



会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

福井県 最低賃金

令和5年
10月1日 から
時間額


931円

前年比
43円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。


WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
福井労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



福井労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ



賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことで、

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。 ※2

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額（時間額）

※1 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精算手当、通勤手当および家族手当

※2 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



1 支給の要件

1 事業場内最低賃金の引上げ

2 引上げ後の賃金額の支払い

3 生産性向上に資する機器・設備などを導入

4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！



助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出

2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出

4 支給

手続きを動画でチェック！



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R5.9)

設備投資をお考えの事業主の皆さま!

生産性を上げて、最低賃金を引き上げ!

令和5年度「業務改善助成金」

いますぐ、ご確認ください

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
福井県の場合は **981円以下** (R5.10.1~)
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

- 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

事業場規模50人未満であれば、賃金引き上げ後の申請も可能になりました。

ただし、令和5年10月1日発効の地域別最低賃金の改定額に対応して引き上げている場合は、9月30日までに引き上げが完了している必要があります。

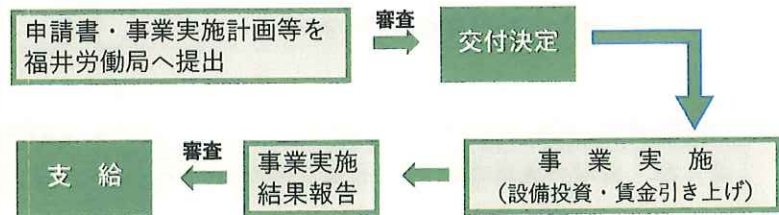
概要

令和5年8月31日に拡充されました!

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。***年度内に2回の申請も可能です。**

【設備投資等】 機器・設備の導入、経営コンサルティングなど
〔生産量要件※1 または 物価高騰等要件※2 に該当する場合は、特例としてパソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。〕

手続きの流れ



ご留意いただきたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
【申請期限】令和6年1月31日 【事業完了の期限】令和6年2月28日

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】 ()内は生産性要件を満たした場合

申請事業場の事業場内最低賃金が、
900円未満 → 9/10
900円以上950円未満 → 4/5 (9/10)
950円以上 → 3/4 (4/5)

 申請様式等、詳しくはコチラ



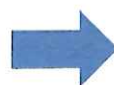
※ 10人以上の上限額区分は、申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者、生産量要件または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 生産量要件: 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の平均値が、前年、前々年または3年前同期に比べ、15%以上減少している事業者をいいます。

※2 物価高騰等要件: 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3か月間のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいいます。

福井県内での

「活用事例」



【食品製造業】 受注接客販売をDX化

導入前	店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> 「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた ネット上で集客が可能になり、売上も増加した 従業員の負担軽減につながり、環境改善が図られた

【サービス業】 勤怠管理システムの導入	
導入前	手作業でデータ入力を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ データ処理が格段に速くなった ➤ 出退勤の打刻漏れが無くなった ➤ 勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった

【飲食業】 セルフオーダーシステムの導入	
導入前	ホールスタッフが注文を取っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした ➤ メニューや料理説明の多言語表示が可能となり外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった

【宿泊業】 セルフ決済システムの導入	
導入前	チェックアウト時にフロントが込み合っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ フロントの混雑が解消された ➤ フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった

【サービス業】 POSレジシステムの導入	
導入前	清算機能のみを有するレジを使用していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した ➤ 顧客のレジ待ち時間が短縮した

【建設業】 フォークリフトの導入	
導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した ➤ 手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された

【卸売業】 WEB会議システムの導入	
導入前	本社と工場が同一敷地内に無いため、会議をする場合、お互いに行き来していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ オンラインで会議ができるため、お互いに行き来する必要が無くなった ➤ 打ち合わせ画面の保存や共有が可能となり、より質の高い会議ができるようになった

【医療福祉業】 リフト付き特殊車両の導入	
導入前	車椅子対応ができる車両が不足していた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ リフト付き特殊車両を導入し、車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した ➤ 送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった

【小売業】 専門家による業務フローの見直し	
導入前	社内独自の方法により業務を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門家による指導・研修を受ける ➤ 現状把握から改善方法の提案を受ける ➤ ムダの削減により収益アップにつながり、従業員のスキルも向上した

【飲食業】 食器洗浄機の導入	
導入前	手作業で行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 洗浄・消毒を機械化した ➤ 洗浄時間が大幅に短縮された ➤ 時間に余裕ができ、接客対応の向上がみられ、回転率も上がった

【サービス業】 除雪機を導入	
導入前	人力により事務所周辺の除雪を行っていた
導入後	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手作業で行っていた除雪作業時間が大幅に短縮した ➤ 従業員への身体的負担が軽減された

<p><お問い合わせ先> 業務改善助成金 コールセンター TEL 0120-366-440</p>	<p><申請先> 福井労働局雇用環境・均等室 福井市春山 1-1-54 TEL 0776-22-0221</p>	<p><賃金引上げに向けたワンストップ無料相談窓口> ふくい働き方改革推進支援センター 福井市西木田 2-8-1 TEL 0120-14-4864</p>
---	--	---